

鳥取県教育委員会告示第3号

平成15年鳥取県教育委員会告示第23号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報について）の一部を次のように改正し、平成21年2月26日から施行する。

平成21年2月24日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前			
口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所	口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所
略				略			
鳥取県公立学校職員〔任期付職員（教育相談員）〕採用候補者選考試験	試験種目ごとの得点及び合計得点並びに順位	試験結果の通知日から <u>1年</u> 間	教育委員会高等学校課	鳥取県公立学校職員〔任期付職員（教育相談員）〕採用候補者選考試験	試験種目ごとの得点及び合計得点並びに順位	試験結果の通知日から <u>1月</u> 間	教育委員会高等学校課
略				略			
鳥取県立学校実習助手採用候補者選考試験	不合格者に係る総合判定	試験結果の通知日から <u>1月</u> 間	〃	鳥取県立学校実習助手採用候補者選考試験	不合格者に係る総合判定	<u>〃</u>	〃
略				略			
鳥取県教育委員会事務局家庭・地域教育課非常勤職員	試験種目ごとの得点及び合計得点並びに順位（不合格者の場合は、	〃	教育委員会家庭・地域教育課	鳥取県教育委員会事務局家庭・地域教育課非常勤職員	試験種目ごとの得点及び合計得点並びに順位（不合格者の場合は、	〃	教育委員会家庭・地域教育課

(生涯学習指導員・広報専門員)採用試験	試験種目ごとの判定を含む。		
鳥取県立図書館非常勤職員(司書)採用試験	合計得点及び順位	〃	鳥取県立図書館
略			
妻木晩田遺跡事務所非常勤職員(技術職員)採用試験	試験種目ごとの得点及び合計得点並びに順位(不合格者の場合は、試験種目ごとの判定を含む。)	〃	妻木晩田遺跡事務所
鳥取県立学校非常勤職員(ホームページリニユーアル支援員)採用試験	面接試験の得点及び順位	〃	教育委員会高等学校課
略			

(生涯学習指導員・広報専門員)採用試験	試験種目ごとの判定を含む。		
略			
妻木晩田遺跡事務所非常勤職員(技術職員)採用試験	試験種目ごとの得点及び合計得点並びに順位(不合格者の場合は、試験種目ごとの判定を含む。)	〃	妻木晩田遺跡事務所
略			